

## ○費目の解説

対象経費	説明
職員基本給	基本給（扶養手当、地域手当を含む）
職員諸手当	管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当
非常勤職員手当	非常勤職員に対する給与
諸謝金	事務、事業及び試験研究等を委嘱された者又は協力者等に対する報酬及び謝金（調査、講演、執筆、作業、研究、協力等に対する報酬及び謝金）
報償費	事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費（例えば、事務又は事業に関し部外の協力者に対して謝礼的又は代償的な意味において使用する経費）
旅費	(1) 常勤及び非常勤の職員、外部委員、外部講師に支給する調査、検査、指導、連絡等の旅費 (2) 常勤及び非常勤の職員、外部委員、外部講師の研修、講習等のために支給する旅費 (3) 外国への出張等の旅費 (4) 受託業務のために支給する調査及び研究の旅費
備品費	(1) 事務用、事業（研究、検査、調査等）及び医療用の器具機械類その他の設備品及び標本等で、その性質及び形状を変ることなく比較的長期の使用に耐えるもの並びにこれらの附属品で器具機械として整理するものの代価 (2) 図書（新聞、雑誌、パンフレットの類を除く。）の代価 (3) 自動車、船舶用諸品等購入の代価 以上備品として台帳に登載するもの
消耗品費	(1) 各種事務用品（コピー用紙、罫紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品類等）の代価 (2) 事業用消耗品及び消耗材料の代価 ・事業用（研究、検査等）、その他消耗品の代価 ・新聞、雑誌、パンフレット類の図書（備品費として整理するものを除く。）の代価 ・その他短時日に消耗しないが、その性質が長期使用に適しないもの及び器具機械として整理し難いものの代価 (3) 単価が10万円未満もしくは耐用年数1年未満のもの
材料費	・投薬用薬品の費消額 ・注射用薬品（血液、プラズマを含む） ・外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品 ・診療材料費 カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、など1回ごとに消費する診療材料 ・医療消耗器具备品費 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、単価が10万円未満もしくは耐用年数1年未満のもの ・給食用材料費 患者給食のために使用した食品
被服費	病院等の医師、看護師等及び看護師養成所等の生徒に対するもの
糧食費	糧食費の代価

対象経費	説明
印刷製本費	(1) 図書、文書、議案、図面、郵便類、諸帳簿、パンフレット等の印刷代（印紙代を含む。） (2) 図書、雑誌、書類、伝票、帳簿等の製本代、表装代
通信運搬費	(1) 郵便料、電話料及びデータ通信料（電信電話架設料、電話加入料等を含む。） (2) 事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び運賃 (3) 近距離の乗船及び乗車の回数券等 (4) 有料道路の通行料
光熱水料	電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料
借料及び損料	器具機械借料及び損料、会場借料、物品等使用料及び損料、車輛等の借上げ、駐車料等
会議費	会議用及び式日用の茶菓弁当等の代価
保険料	(1) 火災保険料 (2) 医療賠償責任保険料 (3) 損害賠償責任保険料
社会保険料	(1) 健康保険料 (2) 厚生年金保険料 (3) 船員保険料 (4) 労働保険料 (5) 介護保険料
子ども・子育て拠出金	子ども・子育て拠出金
雑役務費	(1) 倉庫料 (2) 器具機械等の修繕料、各種保守料及びクリーニング料 (3) 事務及び事業上の新聞その他広告料 (4) 速記料、翻訳料及び通訳料 (5) 警備保安業務料、自動車運行管理業務料、電話交換業務料、物品取扱手数料、計器類検定料、鑑定料、設計料、試験料、運用手数料、加工手数料、集荷手数料、売捌手数料、送金手数料等 (6) テレビ受信料、清掃料 (7) 電気、電話、水道、ガス等の新增設、修繕工事費、配線模様替工事及び引込線工事費 (8) 事務効率化等のためのシステム開発・運用の請負費 (9) 式場、会場等仮設の請負費 (10) 下水道受益者負担金、その他工事等の負担金
自動車維持費	自動車用の燃料の代価（各種燃料油等）、自動車修繕料、車検代、その他自動車用の消耗品の代価
燃料費	事務用（研究等）、医療用、船舶用等の燃料の代価（各種燃料油等）
委託費	事務、事業、調査、試験研究等を委託する経費
公課費	国または公共団体によって賦課徴収される公的負担
負担金、補助及び交付金	負担金、補助金、交付金
空床確保経費	平均入院単価×確保病床数×確保日数